

令和6年度
第3回
鹿屋市水道事業審議会

日時 令和6年11月14日（木）13時30分～
場所 鹿屋市上下水道部庁舎 2階大会議室

鹿屋市上下水道部

令和6年度 第3回鹿屋市水道事業審議会 日程

1 日 時

令和6年11月14日（木） 13:30～15:30

2 場 所

鹿屋市上下水道部庁舎 2階大会議室

3 会次第

（1） 開会

（2） 会長あいさつ

（3） 報告

第2回鹿屋市水道事業審議会結果（資料1）

（4） 協議

水道事業ビジョン（経営戦略）第6章及び第7章の素案について（資料2）

（5） その他

（6） 閉会

令和 6 年度 第 2 回 鹿屋市水道事業審議会 会議録

日 時：令和 6 年 10 月 22 日（火）13:30～
場 所：鹿屋市役所上下水道部庁舎 2 階大会議室
出席者：（9 名）遠矢達一、小林千鶴、貴島正勝、脇田定子、鎌ヶ迫良子、内田一文、渡口義人 峯崎美千代、前野健二
欠席者：（1 人）村山枝美子
事務局及び関係部課職員出席者：岩元上下水道部長 （業務課）菌田業務課長、樋口業務課長補佐、上村主幹兼調整係長、松下主幹兼財務係長 宮脇主査、板山主査 （工務課）上ノ堀工務課長、菌田工務課長補佐兼浄水係長
公開・一部公開の別：公開
傍聴者数：0 人
議 題：（1）水道事業ビジョン（経営戦略）の素案について （2）投資・財政計画について （3）その他

会次第	会議の内容
1 開会	省略
2 会長あいさつ	省略
3 報告 （1）第 1 回鹿屋 市水道事業審議会 結果	○資料に基づき説明 【質疑応答】 特になし
（2）水道事業ビ ジョン（経営戦略） の令和 5 年度評価 結果について	○資料に基づき説明 【質疑応答】 質疑（小林委員） 「B：概ね順調」とはどういう状況か。 応答（菌田業務課長） 協議や調査等を進めている。計画終了期間までに目標を達成できる見込みで ある。 質疑（渡口委員） 人工衛星画像と AI 解析による漏水調査とは。 応答（上ノ堀工務課長） 人工衛星から地上へマイクロ波を発して、その跳ね返りを A I が解析し漏水 疑い箇所を発見するもの。 これまで市内全域を 6 年かけて実施してきた漏水調査を、1 年で出来るため、 効率化が図られるため、有収率の向上に期待している。 質疑（前野委員）

	何か調査を実施した結果、吾平・新生地区を水源候補としたのか。 応答（上ノ堀工務課長） 吾平地区の水源は、河川表流水から取水しており、大雨時は濁りが発生することから、新たな水源を調査しているところである。今年度は、電気探査を実施している。 新栄地区についても、河川表流水から取水している柳浄水場を廃止するため、昨年度、水文調査を行い、新たな水源を調査する予定である。
（３）市政モニターアンケート結果について	○資料に基づき説明 【質疑応答】 質疑（遠矢会長） 市政モニターアンケートの対象は一般人か水道に詳しい人か。 応答（菌田業務課長） 各年齢層、男女等は無作為に選定されたモニターの方々である。
４ 協議 （１）水道事業ビジョン（経営戦略）の素案について	○資料に基づき説明 【質疑応答】 質疑（貴島委員） P2 の３行目「最低限」が最低限しか教えないよっていう意味に受け取れてしまう。 応答（菌田業務課長） 文言については事務局の方で検討させてください。 質疑（遠矢会長） 山間部等の末端の水道についての人口減少割合等は把握されているのか。 応答（上ノ堀工務課長） 末端部の人口減少割合等のデータはないが、人が住んでいる限り水は供給しなければならないが、そのような地域については、全ての管を更新するのではなく、修繕等に対応するなど検討していく。 質疑（前野委員） 市内に水源はたくさんあるが、各水源は繋がっているのか。 応答（上ノ堀工務課長） 旧鹿屋・串良地区については、ほぼ各配水系で繋がっているが、吾平地区については水源が１か所しかなく、また、輝北地区については、配水系ごとに水源地があり、山間部であるため繋ぐことができない状況である。 質疑（前野委員） 人口は減るが配水する地域は変わらない状況で、収入は年々減少していくことから、水道施設を減らして、効率よく配水する方法を考えているのか。 応答（上ノ堀工務課長） 施設を集約できるものは、少しでも減らせるように、施設規模適正化計画に基づき、ダウンサイジング等を実施していく予定である。
（２）投資・財政計画について	○資料に基づき説明 【質疑応答】

質疑（小林委員）

投資財政計画の職員給与費が 2025 年度以降同額であるが、少しずつ上げなくてもいいのか。

応答（松下財務係長）

人事異動があり、職員給与費については不確定要素があり、直近の決算数値を横ばいとして計上することとした。

質疑（小林委員）

補てん財源の損益勘定留保資金の内容と資産減耗費の意味を教えてください。

応答（松下財務係長）

資産減耗費とは、固定資産から金額を落とすだけの固定資産除却費のことである。現金支出を伴わないので、減価償却費と同様に損益勘定留保資金となる。

質疑（小林委員）

減価償却費より損益勘定留保資金が計画年度で一部少ないのはなぜか。

応答（松下財務係長）

この投資財政計画では、3 条収支と 4 条収支で現金を伴わないものを内部留保資金としており、減価償却費以外のものも含まれており、差額が出ている。

質疑（小林委員）

資本的支出の委託費が 2030 年度だけ少額である理由は何か。

応答（松下財務係長）

投資財政計画を作成するにあたり、施設規模適正化計画をベースとして、平準化に取り組み実施設計等の委託料を算出しているが、実施設計業務等がない年もあり、委託料が少額である。

質疑（小林委員）

給水収益以外の収入はどういったものがあるか。

応答（松下財務係長）

雑収益、行政財産使用料等である。

質疑（小林委員）

経費削減も重要であるが、今ある資産を活用して収入を増やすことも必要であると思う。

質疑（小林委員）

長期前受金戻入はどこから戻ってくるのか。

応答（松下財務係長）

固定資産を取得するときに、民間の場合、補助金分を除いた金額を取得額としていると認識している。過去に地方公営企業の場合、民間と同様に、補助金を除いた額で資産計上している自治体や、補助金分も含めて資産計上している自治体が混在しており、類似団体と比較ができない、資産の適正な把握ができないなどの問題があり、平成 26 年度に、補助金をもらおうが、もらわなかりうが、100 円で取得したものは、100 円で資産計上することになり、補助金相当額は、減価償却費とは逆で、耐用年数に応じて平準化した額を、長期前受金戻入という費目に収益化するというルールになった。

	質疑（小林委員） 現金は入ってこないのか。 応答（松下財務係長） お見込みのとおり。 質疑（前野委員） 工事費は大体同じぐらいの額で推移しているが、今後、老朽化が進んでいくため、早い段階から改善していかないと、行き詰ってしまうのではないか。 応答（上ノ堀工務課長） 施設の老朽化が進んでいるので、出来れば早く更新したいが、料金収入が減少していく状況の中、先延ばしできる施設更新は延期し平準化を図っている。 まずは、大規模なポンプ場等を優先的に今後 10 年から 15 年間で更新し、その後、管路の耐震化や老朽管対策を重点的に取り組んでいきたい。 質疑（前野委員） 水というのは給水料金で賄われているんだということを知らなかった。 アンケートでも 7 割の方も知らないので、水道料金を上げるのを考えるとなおさらアピールしたほうがいいのではないか。 いずれにしても、25%ぐらいでいってもいずれは行き詰まるのなら、我々の業界でもやはり 3 割ぐらい値段が上がっており、3 割でもう当たり前なのかなと思う。
5 その他	【質疑応答】 特になし。

第1章 計画策定に当たって

1.1 鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）策定の趣旨

本市水道事業は、平成20年3月に水道事業運営の指針となる「鹿屋市水道ビジョン」を策定して、安全で安定した水の供給に努めてきました。この間、平成18年に合併した輝北町、串良町及び吾平町の公営の水道事業を段階的に統合し、平成29年4月に新しい「鹿屋市水道事業」となりました。

全国的に、人口減少社会の到来や施設の老朽化に伴う改良・更新需要への対応を迫られる中で、厚生労働省は、**現行**の水道ビジョンの再改訂ではなく、来るべき時代に求められる課題に挑戦するための「**新水道ビジョン**」を策定・公表しました。この「**新水道ビジョン**」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後も全ての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50年、100年後の将来を見据えた、水道の理想像やその理想像を具現化するための当面の取り組むべき事項、方策が示されました。

令和4年1月、総務省から、地方公営企業が将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「**経営戦略**」を**改定**するよう要請があり、**令和6年度から**、これまで厚生労働省が担ってきた上水道の整備・管理が国土交通省へ移管され、上下水道を一元的に管理し、設備の耐震化等を効率的に進めることになりました。

東日本大震災や能登半島地震などの大規模災害の経験から、社会インフラとしての重要性も再認識される中、近年では、DX（デジタルトランスフォーメーション）や脱炭素社会の推進が求められる等、水道事業を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、本市水道事業においても、水需要の減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化及び耐震化に伴う更新需要の増大など多くの課題を抱えており、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給し続けるためには、現状の課題を把握・分析し、今後の目指すべき方向性を明らかにする必要があります。

以上のことから、本市水道事業が目指す将来像や目標、実現方策を示す「**水道事業ビジョン（経営戦略）**」をより実効性のある経営の基本計画とし、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため「**鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）改訂版**」を策定することとしました。

1.2 計画の位置づけ

水道の普及率は、高度経済成長期の急速な新設、拡張により一定の水準に到達し、現在においては、施設の整備は更新・改良等が中心となっています。

こうした成熟期にある水道事業においては、特に長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案が必要です。また、給水区域内の市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任があり、**最低限必要と考えられる経営上の水道事業計画についてのマスタープランを公表していくことが重要です。**

平成 31 年 3 月に策定した「**鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）**」では

【**持続**】：健全経営で市民満足度の高い水道

【**安全**】：安心できる水道

【**強靱**】：いつでもどこでも使える水道

を基本目標に「**安全・安心な水道、信頼される水道、未来につなぐ水道**」を将来像として描き、「**第2次鹿屋市総合計画**」における『**ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや**』』を目指してきました。

本計画は「**鹿屋市水道事業ビジョン**」の改訂版であり、「**第3次鹿屋市総合計画**」との整合を図るとともに、厚生労働省の「**新水道ビジョン**」及び総務省が策定を要請している「**経営戦略**」の内容を併せ持ち、本市水道事業の今後の事業経営計画の基本となるものです。

本計画策定に当たっては、本市水道事業が都市活動や経済活動、市民生活を支える社会インフラとして、より信頼性の高い水道システムを構築し、市民の要求に応じた質の高いサービスを供給することを目的として、**国土交通省**の「**新水道ビジョン**」が示す「**安全**」・「**強靱**」・「**持続**」の視点から本市水道事業の現況を評価・分析し、課題を抽出した上で、将来像を設定し、実現に向けた具体的な施策を掲げることとします。

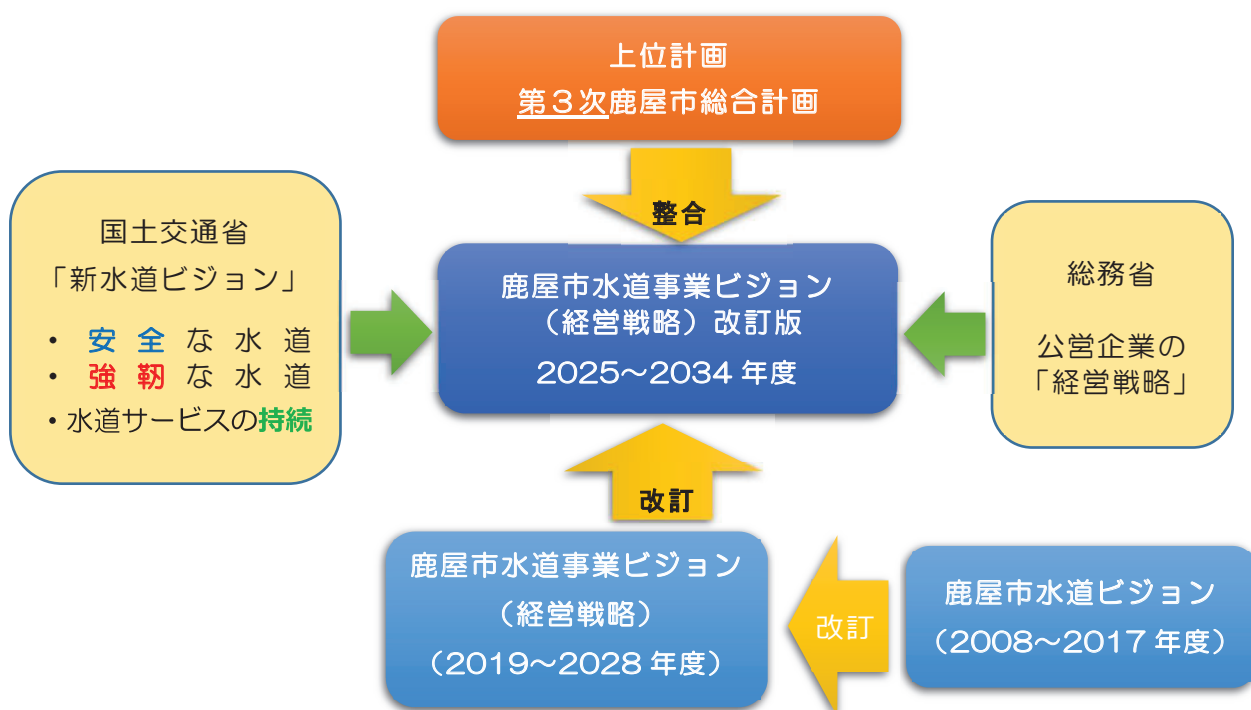


図 1-1 水道事業ビジョンの位置付け

第1章 計画策定に当たって

1.1 鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）策定の趣旨

本市水道事業は、平成20年3月に水道事業運営の指針となる「鹿屋市水道ビジョン」を策定して、安全で安定した水の供給に努めてきました。この間、平成18年に合併した輝北町、串良町及び吾平町の公営の水道事業を段階的に統合し、平成29年4月に新しい「鹿屋市水道事業」となりました。

全国的に、人口減少社会の到来や施設の老朽化に伴う改良・更新需要への対応を迫られる中で、厚生労働省は、**現行**の水道ビジョンの再改訂ではなく、来るべき時代に求められる課題に挑戦するための「**新水道ビジョン**」を策定・公表しました。この「**新水道ビジョン**」では、これまで国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後も全ての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50年、100年後の将来を見据えた、水道の理想像やその理想像を具現化するための当面の取り組むべき事項、方策が示されました。

令和4年1月、総務省から、地方公営企業が将来にわたりサービスの提供を安定的に継続することが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「**経営戦略**」を**改定**するよう要請があり、**令和6年度から、これまで厚生労働省が担ってきた上水道の整備・管理が国土交通省へ移管され、上下水道を一元的に管理し、設備の耐震化等を効率的に進めることになりました。**

東日本大震災や能登半島地震などの大規模災害の経験から、社会インフラとしての重要性も再認識される中、近年では、DX（デジタルトランスフォーメーション）や脱炭素社会の推進が求められる等、水道事業を取り巻く環境は著しく変化しています。

このような状況の中、本市水道事業においても、水需要の減少に伴う給水収益の減少や施設の老朽化及び耐震化に伴う更新需要の増大など多くの課題を抱えており、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給し続けるためには、現状の課題を把握・分析し、今後の目指すべき方向性を明らかにする必要があります。

以上のことから、本市水道事業が目指す将来像や目標、実現方策を示す「**水道事業ビジョン（経営戦略）**」をより実効性のある経営の基本計画とし、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため「**鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）改訂版**」を策定することとしました。

1.2 計画の位置づけ

水道の普及率は、高度経済成長期の急速な新設、拡張により一定の水準に到達し、現在においては、施設の整備は更新・改良等が中心となっています。

こうした成熟期にある水道事業においては、特に長期的視点を踏まえた戦略的な水道事業の計画立案が必要です。また、給水区域内の市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任があり、**経営上必要と考えられる水道事業計画について、マスタープランを公表していくことが重要です。**

平成 31 年 3 月に策定した「**鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）**」では

【**持続**】：健全経営で市民満足度の高い水道

【**安全**】：安心できる水道

【**強靱**】：いつでもどこでも使える水道

を基本目標に「**安全・安心な水道、信頼される水道、未来につなぐ水道**」を将来像として描き、「**第2次鹿屋市総合計画**」における『**ひとが元気！まちが元気！「未来につながる健康都市 かのや」**』を目指してきました。

本計画は「**鹿屋市水道事業ビジョン**」の改訂版であり、「**第3次鹿屋市総合計画**」との整合を図るとともに、厚生労働省の「**新水道ビジョン**」及び総務省が策定を要請している「**経営戦略**」の内容を併せ持ち、本市水道事業の今後の事業経営計画の基本となるものです。

本計画策定に当たっては、本市水道事業が都市活動や経済活動、市民生活を支える社会インフラとして、より信頼性の高い水道システムを構築し、市民の要求に応じた質の高いサービスを供給することを目的として、**国土交通省**の「**新水道ビジョン**」が示す「**安全**」・「**強靱**」・「**持続**」の視点から本市水道事業の現況を評価・分析し、課題を抽出した上で、将来像を設定し、実現に向けた具体的な施策を掲げることとします。

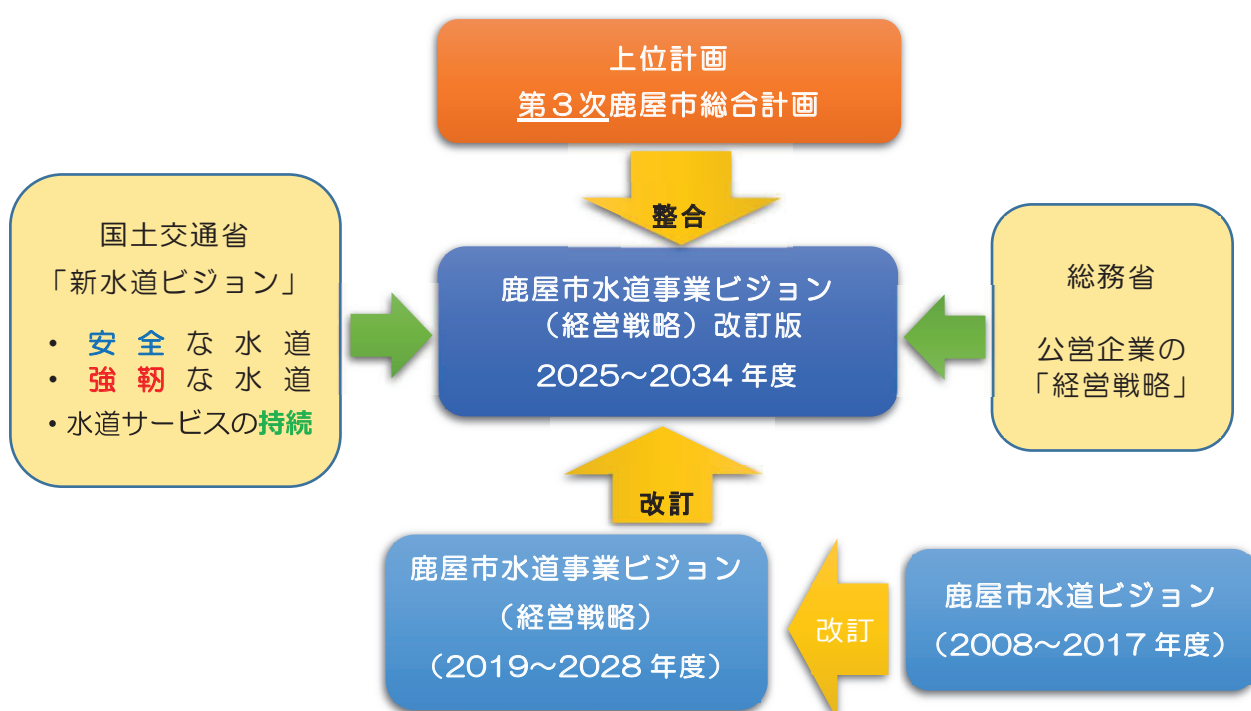


図 1-1 水道事業ビジョンの位置付け

第6章 実現方策

6.1 【持続】健全経営で市民満足度の高い水道

（１）組織力の強化

施策方針① 組織体制の強化

市民の皆様へのサービス向上を第一に、鹿屋市の規模にあった職員数で効率の良い業務を遂行するとともに、今後の公営企業としての経営の高度化、多様化に対応した組織体制について検討します。

また、災害時における給水体制等の強化にも努めます。

【具体的施策】

- 業務量に応じた職員数の確保
- 経営マネジメント力強化のための組織体制の検討
- 災害時における~~応急~~給水体制等の強化

施策方針② 技術基盤の強化

今後、熟練職員の退職により、技術職員の減少や技術力の低下が予想される中で、施設更新・整備を迎える本市の水道事業に対する専門性の高い職員の確保が大きな課題となっています。

このため、熟練職員から適切に技術継承ができる組織体制の整備、職員の研修等により、必要な知識や技術の継承を図るとともに、適正な職員配置による効率的かつ効果的な運営を目指します。

<数値目標>

業務指標（P I）	現況値（2023 年度）	目標値（2034 年度）
技術職員率	36.6%	38.1%

【具体的施策】

- 専門性が求められる技術者や経理事務職員の確保・育成
- 熟練職員から若手職員への技術継承、内部研修及び外部研修の充実
- 人材育成のための人事サイクルの実施（~~定年延長等~~による熟練職員の確保）
- 業務マニュアルの改訂
- 近隣事業体との情報交換や研修会~~の~~共同開催

（２）健全経営の確保

施策方針① 投資・財政計画（経営戦略）に基づく健全経営

水道事業は、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に水道料金収入を主たる財源として経営を行っています。本市水道事業では、老朽施設の更新・耐震化需要が高まる中、給水人口減少等に伴う収入減や職員数の減少等に直面しており、経営環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中で、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な視野に立った経営の基本計画である「投資・財政計画」（経営戦略）を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化するとともに、経営マネジメント力の向上に取り組めます。

<数値目標>

業務指標（P I）	現況値（2023 年度）	目標値（2034 年度）
営業収支比率	105.4%	112.8%
経常収支比率	110.7%	114.0%

【具体的施策】

○収支均衡した中長期的な投資・財政計画（経営戦略）の策定とその計画に基づいた健全経営

施策方針② 料金体系の適正化と収納活動の強化

今後の投資に必要な財源確保策として、経営戦略に基づき、料金改定を検討し、収益の適正化を図ります。

また、今後は給水収益の減少が見込まれる中で、市民の費用負担の公平性を十分に考慮した料金体系の適正化についても検討します。

さらに、未収金対策として、収納活動の強化を継続していきます。

<数値目標>

業務指標（P I）	現況値（2023 年度）	目標値（2034 年度）
料金回収率	102.3%	111.0%

【具体的施策】

- **経営戦略に基づいた**料金改定の検討
- 料金体系の**適正化**への検討方法・検討体制の構築
- 新たな徴収方法及び滞納整理方法の調査・検討
- 官民連携の活用についての調査・検討

施策方針③ 事業運営の効率化の推進

持続的な健全経営を確保し、高いサービス水準を維持していくため、経費節減とともに、職員数の減少や技術力の低下に対応した官民連携や、情報処理・通信技術を活用した情報のシステム化に努めるなど事業運営の効率化を進めます。

【具体的施策】

- **第三者委託等を含めた民間との協力体制についての**検討
- 物品管理システムの導入
- 施設台帳の整備と管路情報システムの精度の見直し
- 維持管理費の縮減のための施設の統廃合やダウンサイジングの検討
- 光熱水費や事務用品の削減

(3) 市民や関係機関との連携

施策方針① 市民とのコミュニケーションの活性化

水道事業の運営は水道料金によって成り立っていますので、市民の皆様のご理解を得て進めることが重要だと考えています。

このため、情報提供や情報交換など市民とのコミュニケーションを通して、今後も水道に求められるニーズを的確に把握し、さらなるお客様サービスの向上に努めながら、信頼され愛される水道事業運営に努めます。

また、将来を担う子どもたちに水道を正しく理解してもらうため、積極的に学習の場の提供・充実に努めます。

さらに、水道利用に関する手続きの簡素化などの利便性の向上を図るとともに、より便利で快適な窓口サービスを提供します。



【水道出前教室】

【具体的施策】

- ポスターコンクール実施による水道水の PR 活動の推進
- 市ホームページやパネル展示等の活用による情報提供
- 水道出前教室や浄水場の施設見学等の学習の場の提供

施策方針② 官民連携の推進

管理業務の効率化や技術向上の観点から、民間活力の導入を推進し、将来にわたる技術水準の向上を図るとともに、サービス水準、市民の皆様の満足度の維持・向上を図ることが必要です。

本市水道事業では、検針業務や浄水場管理等の一部で外部委託を行っており、今後はそれらの外部委託の必要性の有無や委託内容等の再検証を踏まえたうえで、委託に係る方向性を整理します。

また、近隣水道事業体や民間事業者との交流を推進し、技術面や経営面のレベルアップを図ります。

なお、平成 30 年 12 月に、官民連携を推進するため、水道施設の所有権を地方自治体が所有したまま、水道施設の運営権を民間事業者に設定できるコンセッション方式を導入するという水道法が改正されました。

【具体的施策】

- 外部委託の再検証による方向性の整理
- 近隣事業体や民間事業者との共同研修の開催等の交流の推進

施策方針③ 発展的広域化に向けての取組検討

国土交通省は水道事業の経営基盤強化策として、発展的広域化の推進を奨励しています。発展的広域化とは、市町村界を超えた水道事業体との事業統合や管理の一体化、施設の共同化など多様な形態の広域連携です。

現在、県の指導の下、大隅地域の水道事業体と検討会を開催していますが、発展的広域化についての具体的な計画はありません。今後は大隅地域の水道事業体との連携を密にし、災害対応をはじめ、ソフト的な協力体制は引き続き強化していきます。

なお、平成 30 年 12 月に、都道府県が広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることのできるなどの水道法が改正されました。

【具体的施策】

- 近隣事業体間の情報交換や研修会等の開催充実
- 近隣事業体との災害応援協定の定期的見直しと合同訓練の検討
- 近隣事業体との発展的広域化の検討

(4) 環境への貢献

施策方針① 環境対策の推進

公益サービスの提供者としての社会的責任を果たす観点から、地球温暖化対策や廃棄物の減量化、エネルギー資源の有効活用等の環境問題への対応が求められています。

水道事業では多くの電力を消費しますので、省エネルギーに努めるとともに、水資源や建設工事で発生するアスファルト・コンクリート等の建設副産物の有効利用等を推進し、環境への貢献と経費削減を図るための検討を行います。

【具体的施策】

- 省エネ機器の導入
- 中央監視制御によるきめ細かな維持管理
- 建設副産物の減量化や発生土及び建設廃材の再利用・再資源化を、より一層図るための検討

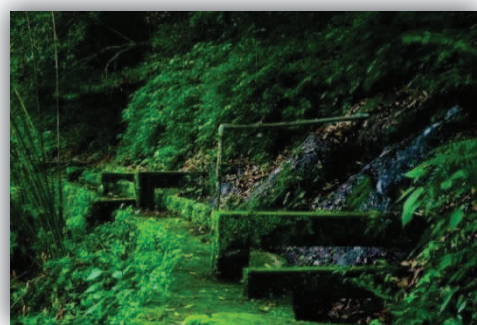
6.2 【安全】 安心できる水道

（１）良質な水源の確保と保全

施策方針① 良質な水源の確保

本市の水源は、表流水 3 か所、浅井戸 3 か所、深井戸 7 か所、湧水 11 か所の計 24 か所あり、各地区に点在しているため、水源の適切な維持管理を進めながら、計画的に施設更新をしていかなければなりません。

また、水量や水質が低下している水源もあるため、施設統合や事故や災害等の不測の事態にも対応できる予備力の確保を考慮して、良質な水源開発を実施していきます。



【高松水源地】

【具体的施策】

- 水源の適切な維持管理と計画的な施設の更新
- 予備力確保、水質悪化、取水量減少、施設統合等に対応した良質な水源開発の実施

施策方針② 水源水質の保全

本市水道事業の一部の水源では、クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌等の検出や硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度の上昇などの水質低下、あるいは取水量の減少が見られるなどの問題が顕在化しています。

このため、今後も原水水質監視の強化を図るとともに、水源周辺や上流域での保全対策に努めるなど、今後も関係部局と協力しながら、水源環境の維持保全や水質事故対策を充実していきます。

＜数値目標＞

業務指標（P I）	現況値（2023 年度）	目標値（2034 年度）
水源の水質事故数	0 件	0 件

【具体的施策】

- 水源監視体制の強化
- 水源周辺の用地取得や水源涵養林の整備
- 関係部局と連携し、農畜産業、製造業等への水質保全等環境保全に対する周知徹底

(2) 安全で安心しておいしく飲める水の供給

施策方針① 水安全計画に基づく水質管理の徹底と公表

本市水道事業は、水源から蛇口に至るまでの段階における水質管理を再確認し、安全な水の供給を確実にを行うため、「水安全計画」を策定しています。

この計画の運用により、継続的な点検、検査、監視に基づくリスク分析を行い、リスクの内容を評価し、対策や計画の内容について適宜見直しを行うことにより、安全な水を将来にわたって供給します。

また、引き続き水質検査計画に基づく結果の公表を通じて、市民の皆様には水質の安全性をご確認いただくとともに、万が一水質事故が起きた場合は、迅速にその情報を公表して注意喚起を促すなどにより、市民の皆様との信頼関係を醸成していきます。

【具体的施策】

- 水安全計画の見直しとその計画に基づく水質管理体制の強化
- 水質監視システムの充実
- 水質事故への適切な対応
- 水質検査計画による水質情報や水質事故（注意喚起）の公表

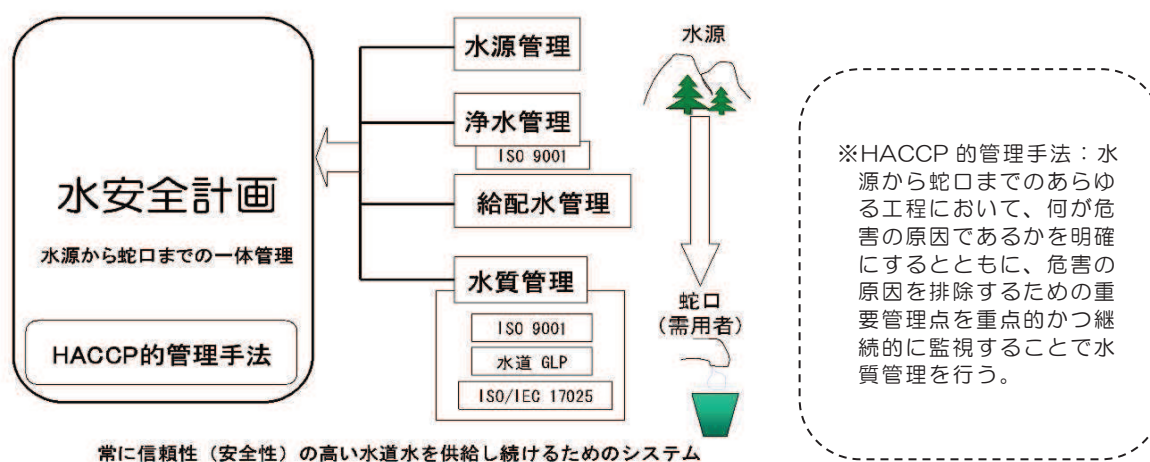


図 6-1 水安全計画の概念（厚生労働省「水安全計画策定ガイドライン」より）

施策方針② 水源水質に対応した浄水施設の整備

水源を取り巻く環境は、年々、厳しさを増しており、また、新たな観点から水質基準が改定される等、安全な水質を確保するための浄水施設の維持、向上は不可欠となっています。

本市水道事業では、クリプトスポリジウム等の汚染への速やかな対策が求められる水源については、紫外線処理設備の導入を進めており、今後も継続してその整備を図ります。また、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素濃度が上昇している水源も見られることから、今後も水源環境を注意深く監視しながら、必要に応じて新たな浄水処理方式の導入を検討します。

【具体的施策】

- クリプトスポリジウム等対策のための紫外線処理設備の整備
- 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素に対応した高度浄水処理等の検討

施策方針③ 貯水槽水道等の衛生指導の実施

集合住宅や病院等の貯水槽水道については、管理の不徹底に起因する衛生上の問題がしばしば発生するため、水道利用者の不信感につながるおそれがあります。これらの設備は原則として設置者が管理していますが、本市として、保健所などの関係機関と連携を図りながら、貯水槽水道設置者に対する指導及び助言や、貯水槽水道の利用者に対する情報提供等を行います。

【具体的施策】

- 法令の周知と遵守の徹底のための情報提供
- 保健所等との連携強化による指導の徹底

施策方針④ 指定給水装置工事事業者に対する指導の実施

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月より指定の更新制が導入されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となったことから、指定給水装置工事事業者は、有効期間内での更新手続きが必要となりました。

更新手続きに伴い、指定給水装置工事事業者の実態の把握が可能となり、無届工事や不良工事を防止できるようになりました。

今後は、給水装置工事を適正に行うための資質が継続して保持されるよう指導を徹底します。

【具体的施策】

- 指定給水装置工事事業者に対する資質保持等に必要な情報提供及び指導の徹底

6.3 【強靱】いつでもどこでも使える水道

(1) 安定した給水の確保

施策方針① 適切な施設の更新

本市水道事業の施設は、アセットマネジメントによると、今後、大きな更新需要が発生することが見込まれています。

今後は、老朽化による漏水事故や機能喪失を回避して、市民の皆様への安定供給に影響が生じないように、**施設規模適正化計画**に基づいて更新計画を策定し、計画的に更新を進めていきます。

構造物や設備、管路の更新基準は、適切な点検、補修等を行いながら施設の延命化を図っていくこととしていますので、それぞれの法定耐用年数よりも長く設定しています。ただし、機能が劣化し更新が望ましいと判断された機械・電気設備等は、早急に更新します。

管路の更新については、目標とする年間更新率の達成を目指して、優先的に基幹管路の耐震化による更新、老朽管の更新を推進し、有収率の向上と水道水の安定供給に努めます。



<数値目標>

【配水管更新状況】

業務指標（P I）	現況値（2023年度）	目標値（2034年度）
有収率	80.1%	87.7%
管路の更新率	0.18%	0.25%

【具体的施策】

- アセットマネジメントに基づく水道施設の更新計画の策定と計画的な更新
- 漏水調査など適切な維持管理による有収率の向上

施策方針② 施設統廃合による再編化

水道事業の健全経営においては、安全で低コストの地下水源の活用が必要不可欠な要件と考え、これまで地下水源の開発や各地区の施設整備計画の検討を行ってきました。また、水源問題や老朽施設を抱えた地区も多く、これら地区への安定給水のためには、施設統廃合による配水区の再編化を行い、施設数を減らすことで更新費用や維持管理費の縮減を図る必要があります。

このため、各地区の施設統合のための基本計画の検討及び策定を行い維持管理や水運用の効率化に努めていきます。

【具体的施策】

- 各地区の施設統合のための基本計画の検討及び策定
 - ・柳、西原、横山配水区の再編計画
 - ・**柏木**地区と**堂平**地区の施設統合等

施策方針③ 施設の延命化、長寿命化

老朽施設の更新に当たっては、過去、高度経済成長期に重点的に整備した施設が更新期を迎え、ある年度に財政的な負担が集中することがあります。これを回避するためには、既存施設の適切な維持管理等を実施して施設の延命化を図り、年度ごとの施設整備費を平準化することが有効です。

本市水道事業では、アセットマネジメントによる施設更新の検討を行ったところであり、今後は、この成果に基づき、中長期的な投資の適正化・平準化を図ります。

新規施設整備においては、耐久性向上に資する材料や工法の採用、質の高い施工等による長寿命化を図ります。

このように、既存施設・設備の適切な点検、補修等の維持管理、施設整備工事の際の品質確保等を図り、既存施設の有効利用、新規施設の長寿命化に努め、施設整備費の削減を図ります。

なお、維持管理や施設更新に当たっては、施設台帳の整備等、既存施設や新設・更新した施設の情報集積と電子データ化を進め、効率的な維持管理や計画的な施設更新を図ります。

【具体的施策】

- 定期的な点検や部品交換をするなど予防保全型の維持管理の推進
- 中長期的な投資の適正化・平準化
- 既存施設の有効利用と新規施設の耐久性向上に資する材料や工法の採用、質の高い施工等による長寿命化（品質確保）
- 施設台帳の整備、管路情報システムの精度の見直し等施設情報の集積と電子化による効率的な維持管理、断水対策の推進

施策方針④ 施設規模の適正化と予備力の確保

人口の減少に伴い、使用水量も減少し、現在の施設の規模が適正でない箇所が増えることが予想されます。配水池の規模が大きすぎると水道水の滞留時間が長くなり、衛生的な問題が発生することもあります。

したがって、今後は中長期的な水需要の見通しを分析し、施設の統廃合を行いながら、適正な施設規模への更新を進めます。

水質事故、災害時に他の給水区域等をカバーできる水源、浄水場、配水池の施設能力を確保します。ただし、過剰な予備力は抑えた施設整備に心がけます。

<数値目標>

業務指標（P I）	現況値（2023 年度）	目標値（2034 年度）
施設利用率	79.2%	66.4%
給水人口一人当たり配水量	366 ℓ	335 ℓ

【具体的施策】

- 給水人口、配水量の減少等に対応した適正な施設規模への更新
- 予備力のある施設能力の確保

<国土交通省が推奨する予備能力>

- ・水源の予備能力 25%以上確保
- ・浄水場の予備能力 25%以上確保

※予備能力は計画 1 日最大取水量や給水量に対する割合

(2) 事故や災害に強い施設・体制づくり

施策方針① 基幹施設、管路の耐震化

鹿児島県本土は、九州地方でも比較的有感地震の発生が少ない地域であり、地震による災害の記録がない地域と言われています。しかしながら、今後、大きな災害をもたらす巨大地震が発生することも十分に考えられるため、平常からこれまでに経験したことの無い大災害に備える体制を整備することが重要です。

本市においては、鹿屋市地域防災計画により市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な地震災害に適切に対処するための総合的かつ計画的な防災・減災対策を推進することとなっています。本市に最も大きな被害をもたらすものと想定される地震は種子島東方沖地震であり、最強震度6弱の強い揺れが予測されていますので、耐震化されていない施設や管路が大きな被害を受け、大規模な断水が発生する可能性があります。

このため、本市では、耐震化計画に基づき基幹施設・管路の耐震化を推進し、災害時の被害を最小限に止めて、安定給水に努めていきます。また、新たに整備する施設や管路は耐震性のあるものを整備します。既存施設・管路については、老朽化更新に合わせて行うものもあれば、重要な施設は更新年を前倒しして行うものもあります。



【耐震管布設状況】

<数値目標>

業務指標（P I）	現況値（2023年度）	目標値（2034年度）
配水池の耐震化率	55.2%	70.4%
基幹管路の耐震適合率	61.4%	63.6%

【具体的施策】

○耐震化計画に基づく基幹施設・管路の耐震化

施策方針② 応急給水拠点の整備とそこまでの管路の耐震化

応急給水拠点とは、主要避難所であり、非常時であっても、断水を回避する必要性が高い施設です。

基幹施設・管路の耐震化整備は、多額の費用を要し、また長時間を要する場合もありますので、それら応急給水拠点までの配水管は優先的に耐震化を推進して、災害発生時においても断水しにくい災害対策の拠点として機能を発揮できる水道システムの構築に努めます。

【具体的施策】

- 応急給水拠点における耐震性貯水槽の検討と整備
- 応急給水拠点までの配水管の耐震化

施策方針③ バックアップ機能の強化

災害時の被害を最小限に止めるため、異なる浄水場、配水池系統間の水道水相互融通のための連絡管の整備や停電対策のための非常用発電設備の設置など、バックアップシステムの機能強化を図ります。

【具体的施策】

- 浄水場系統・配水系統間の連絡管の検討及び整備
- 非常用発電設備の設置（小規模な施設については可搬式の発電機）
- 断水被害対策等のための配水ブロック化による水運用管理の検討

施策方針④ ストック機能の強化

大規模な被災にあっても、市民の皆様に必要な最低限の水道水を供給できるよう、配水池のほかに緊急貯水槽を応急給水拠点等の要所に整備することを検討します。

また、管路の破損により漏水が発生して、急激に配水池から水が流出して貯留水量が減少し、被災後の給水に支障を及ぼす恐れがありますので、地震時に自動的に配水池からの水の流出を防ぐ緊急遮断弁の設置を行います。

【具体的施策】

- 緊急貯水槽の整備
- 耐震性のある配水池における緊急遮断弁の設置

施策方針⑤ 応急給水・復旧体制の強化

水質事故やテロ、地震等の災害などの非常時でも、市民の皆様に水道水を供給できるよう、応急給水・復旧等に対応できる体制の強化を図るため、水道危機管理対策マニュアルの見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行います。これらの計画に基づいた防災訓練や防災研修を定期的実施して、職員の防災意識を高めるとともに、迅速な対応が可能となる体制づくりに努めます。

応急給水については、市民の皆様が利用しやすい応急給水拠点の整備とともに、給水タンク・給水ポリパックの備蓄とその適切な管理に努めます。薬品や燃料、管材等の応急給水・復旧に係る資機材については、近隣の水道事業体や民間業者との連携により調達ルートの確保に努めます。

大規模災害発生時は、**応急給水・災害復旧に対応する人手不足が懸念されますので、水道経験職員の名簿を作成し、災害時の協力体制に備えています。**

また、近隣事業体との相互応援協定の充実、応援受け入れ態勢の整備充実に努めます。

テロやいたずら等の人的災害にも対応していく必要がありますので、防護フェンス等の整備充実などセキュリティシステムの強化に努めます。



【給水ポリパック】

【具体的施策】

- 水道危機管理対策マニュアルの見直し、事業継続計画（BCP）の策定
- 防災訓練及び防災研修の定期的な実施
- 水道施設のセキュリティ対策
- 給水タンク・給水ポリパック等の備蓄
- 資機材、燃料、薬品の備蓄
- 水道経験職員の名簿作成**による災害時協力員の確保
- 近隣事業体との相互応援協定の充実
- 応援受け入れ態勢の整備充実（給水車の確保）
- 各種メディアを活用した効果的な災害情報の提供

施策方針⑥ 市民や企業等との協働による危機管理対策の推進

大規模地震等の災害時には、地域住民や企業との連携体制を構築することで、災害時の応急給水・復旧に当たっての円滑な対応が可能になると考えられます。

このため、本市水道事業では、市民や企業との協働による危機管理対策の充実のための取組について検討します。

【具体的施策】

- 町内会連絡協議会等との連携
- 災害時の民間井戸の利活用の検討
- 市内上下水道工事協同組合との防災協定の充実
- 水道出前教室や地域住民との共同訓練による応急給水拠点や給水方法に関する情報提供の充実



【災害応援活動：広島県江田島市】

第7章 投資・財政計画（経営戦略）

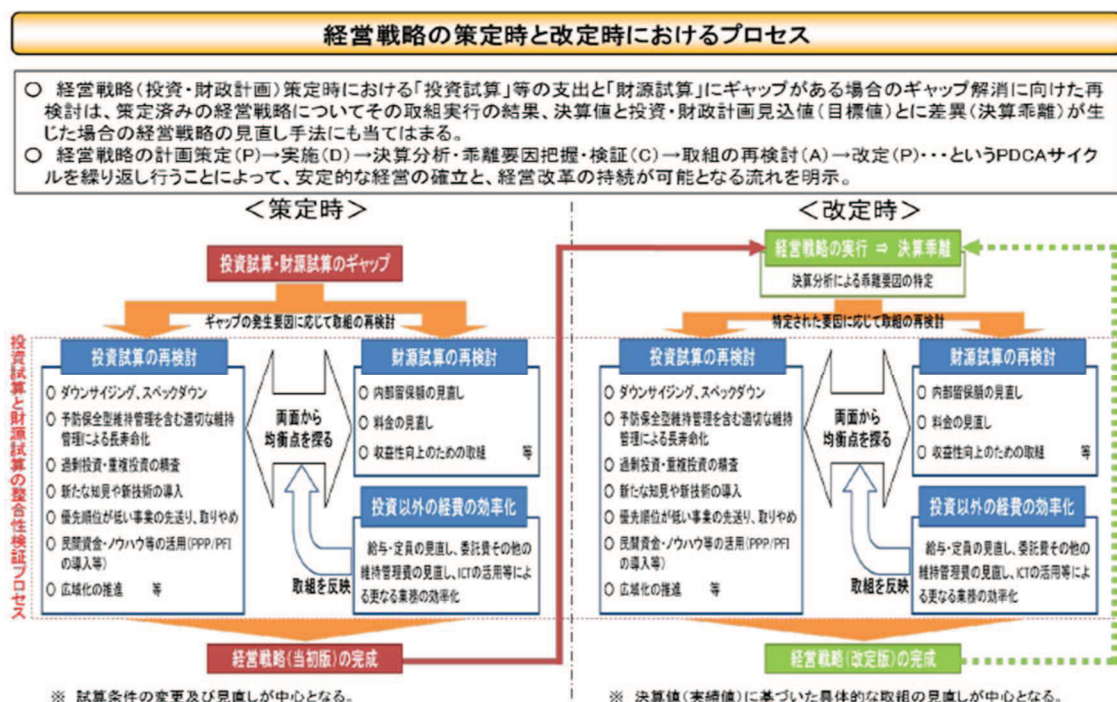
7.1 投資・財政計画（経営戦略）の基本的な考え方

水道事業は地方公営企業であり、その地方公営企業においては、住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を担っており、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、3～5年ごとに改定することを総務省通知により要請されています。

本市水道事業においても、水需要の低迷により収益が減少する中で、老朽化した施設の更新や耐震化に対する必要投資額が、物価高騰の影響等により増大しており、厳しい経営が続くことが予測されるため、経営基盤の強化と財政マネジメントを確立するため、本水道事業ビジョンにおける取組内容を踏まえ、経営戦略の改定を行うこととしました。

経営戦略における「投資・財政計画」は、水道施設・設備の建設投資の見通しを試算した「投資試算」と、財源の見通しを試算した「財源試算」を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で、収入と支出が均衡するよう効率化や経営健全化の取組方針を踏まえた中長期的な財政収支計画です。

この章においては、経営戦略の考え方を基本として、2034年度までの今後10年間の「投資・財政計画」を試算しています。なお、効率化・経営健全化の取組方針は、「第6章実現方策」の中で示しています。



「経営戦略策定・改定マニュアル（令和4年1月改定）より」

7.2 投資試算

(1) 施設整備の考え方

安全・安心でおいしい水道水を持続的に供給するため、本計画で示した目標実現に向けて施設整備を行います。

水道施設の更新は、資産の長寿命化・延命化による有効活用や更新に当たっての重要性等を踏まえ、**主要となるポンプ施設等の更新、耐震化を優先的に実施します。**また、**管路の更新は、基幹管路や避難施設、救急病院等の重要給水施設までの管の耐震化を優先的に実施します。**

今後、給水量、給水収益の減少が見込まれる中、将来、多額の投資も必要になることが見込まれているため、施設整備・更新に当たっては、適正規模等の合理化を踏まえた投資試算を行います。

(2) 投資の重点事業項目

- ① 新規水源開発とそれに伴う施設整備事業
- ② 浄水処理及びポンプ場整備事業
- ③ 配水池整備事業
- ④ 配水区再編事業（施設統廃合事業）
- ⑤ 緊急遮断弁設置事業

(3) 投資額の見通し

重点事業及び更新事業の投資額は表 7-1 及び図 7-2 に示すとおりであり、10 年間で約 **83 億円**（年間平均約 **8 億 3 千万円**）が見込まれます。

投資額の算定に当たっては、財源や職員数等の事業規模に見合う額を考慮しています。

なお、重点事業費には、事業に係る用地取得費や計画・設計の委託費を含んでいます。

今後、**実施する更新事業により、令和 16 年度の配水池等の耐震化率は 70.4%**が見込まれ、**基幹管路の耐震適合率は、図 7-3 に示すように 63.6%**に達することが見込まれます。

表 7-1 投資額の見通し

単位：千円

		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	合計 (10年間)
施設整備事業	重点事業 (拡張及び施設更新事業) ①	318,000	458,000	614,000	499,000	550,000	580,000	269,000	526,000	508,000	390,000	4,712,000
	水道施設更新事業 (ポンプ設備外) ②	120,000	120,000	120,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	850,000
	小 計	438,000	578,000	734,000	569,000	620,000	650,000	339,000	596,000	578,000	460,000	5,562,000
管路整備事業	老朽管対策事業 ③	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	250,000	150,000	150,000	150,000	1,600,000
	配水管対策事業 ④	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	80,000	80,000	640,000
	基幹管路耐震化事業 ⑤	20,000	20,000	20,000	40,000	40,000	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	380,000
	小 計	230,000	230,000	230,000	250,000	250,000	250,000	360,000	260,000	280,000	280,000	2,620,000
変更認可申請業務 ⑥		0	0	0	0	30,000	0	0	0	0	0	30,000
維持管理センター建設事業 ⑦		120,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120,000
合 計		788,000	808,000	964,000	819,000	900,000	900,000	699,000	856,000	858,000	740,000	8,332,000

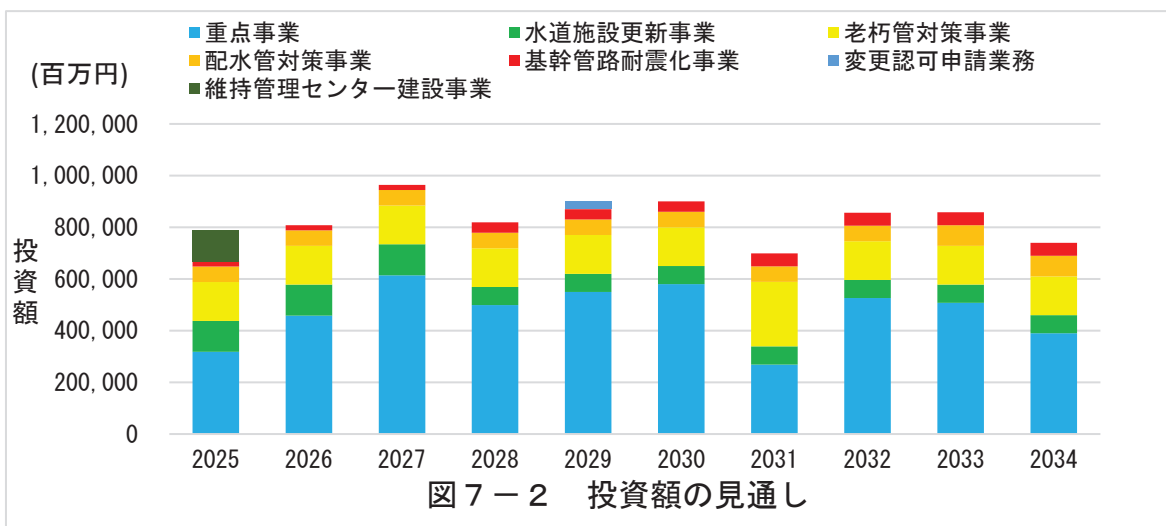
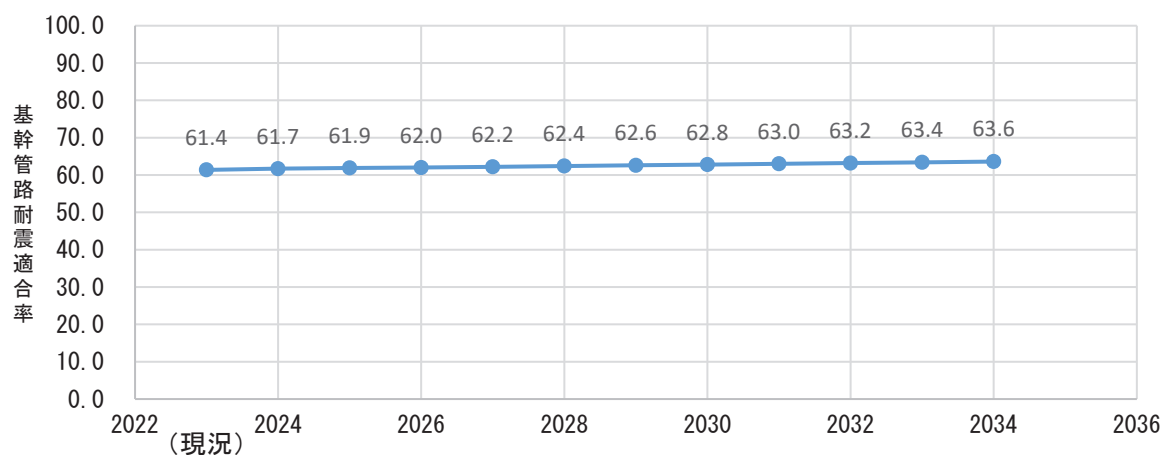


図 7-3 基幹管路の耐震適合率の見通し



(4) 投資以外の経費

水道施設の建設投資以外の経費の見込みについては、令和5年度決算値を基本として、以下の考え方で試算します。

表 7-2 投資以外の経費の考え方と設定根拠

区分		考え方	設定根拠
収益的支出	職員給与費	これまで効率的な経営に努め、費用削減に取り組んできましたが、専門技術職員の確保・育成を図りながら、施設の更新需要や耐震化事業に備える必要があるため、職員数の削減を行わず現状維持を前提に試算します。	令和5年度決算値で一定
	動力費、薬品費	社会情勢等による変動が大きいことから、直近5年間の決算数値の平均をもとに試算します。	直近5年間の決算値で一定
	委託費	直近5年間の決算の動向をもとに試算しますが、増加傾向であるものについては、直近3年間の配管工、主任技術者等の労務単価と燃料単価（契約）の上昇率を考慮して試算します。	直近3～5年間の決算値
	修繕費	施設・設備の延命化を図るため、現況の費用をもとに試算します。	直近5年間の決算値で一定
	減価償却費	これまでの施設整備や今後予定する更新事業等の事業費から試算します。	既存資産分＋新規取得資産による減価償却費（法定耐用年数40年、全額償却）
	資産減耗費	今後予定する更新事業に伴う除却費用を見込んで試算します。	令和5年度決算値＋更新増に伴う除却費で一定
	支払利息	既発行分と新規発行分の企業債利息を計上します。新規分は5年据置の25年償還、利息2.0%で試算します。	既存発行分＋新規発行分
	その他営業費用	配給水費の工事費の増額を見込みます。その他の費用は、令和5年度決算値に準じて一定で設定します。	令和5年度決算値＋配給水費の工事請負費増額で一定
	その他営業外費用	令和5年度決算値に準じて一定で設定します。	令和5年度決算値で一定
資本的支出	職員給与費	令和5年度決算値に準じて一定で設定します。	令和5年度決算値で一定
	委託費	事業費の増加に伴い、委託費の増加を見込みます。	（令和5年度決算値＋更新増に伴う委託費増加分）
	企業債償還金	既発行分と新規発行分の企業債償還金を計上します。	既存発行分＋新規発行分
	その他支出	令和5年度決算値に準じて一定で設定します。	令和5年度決算値で一定

7.3 財源試算

(1) 財源試算の考え方

水道事業を含む地方公営企業の経営の原則は、受益者負担の原則に則った独立採算制を基本に、水道料金収入を主たる財源として経営することになっています。

このため、財源の試算に当たっては、収納率の向上等による収入の確保に最大限取り組むことを前提とします。また、持続的な健全経営を目指すため、以下の目標値を設定し、その目標を達成するよう、必要に応じて企業債の借入や料金改定を検討します。

■**経常収支比率**（（営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用））を**110%以上**確保します。

■**料金回収率**（供給単価／給水原価）を**100%以上**確保します。

■**企業債残高**は類似団体の平均値と比較して少ない方ですが、**給水収益に対する企業債残高率**を、**令和4年度**の類似団体の平均値**307%**を参考に**300%以下**にします。

■**資金残高**（現金・預金）は、非常時でも経営を継続できるよう、**令和5年度決算の給水収益に近い14億円程度**を確保します。

さらに、その他の財源についても、新たな国及び県の制度などを常に情報収集し、最大限活用することで受益者負担の軽減に努めます。

個別の財源の考え方は、以下に示すとおりです。

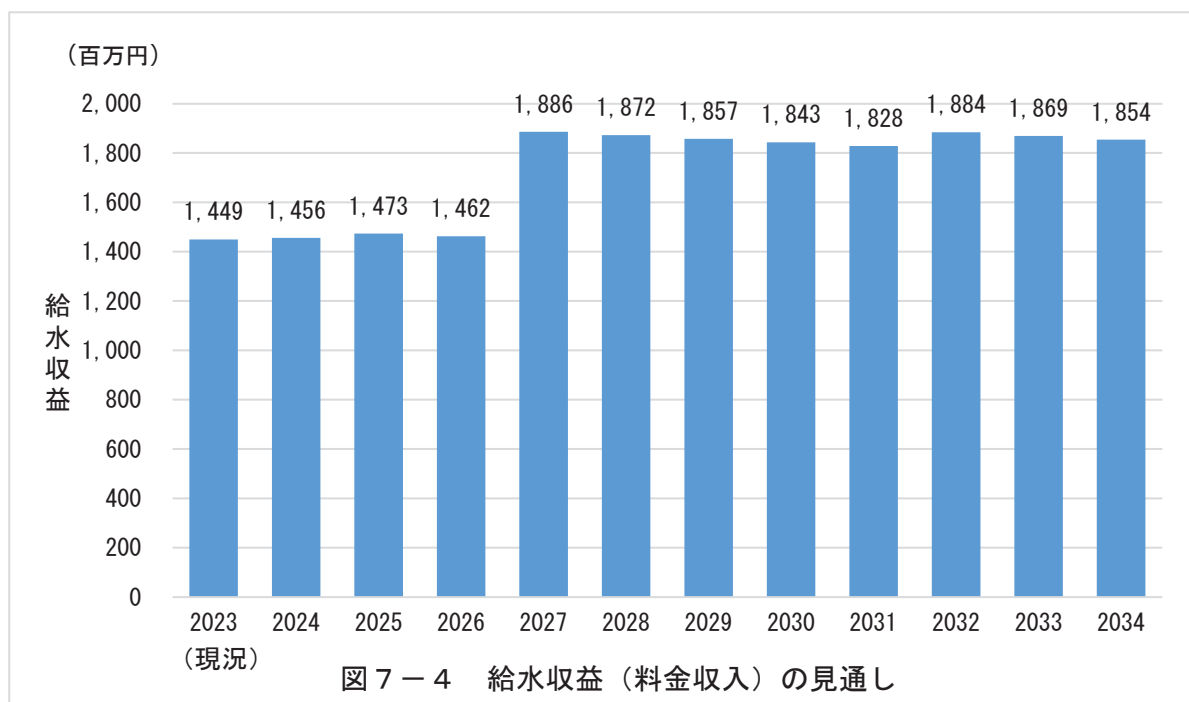
表 7-3 財源の考え方と設定根拠

区分		考え方	設定根拠
収益的収入	料金収入	令和5年度決算の水道料金を給水人口で除して年間の給水人口一人当たりの単価を算出し、その単価に人口減少予測を反映させて試算していますが、 人口減少による減少が見込まれるため 、上記に示した目標値を達成するよう、料金改定率を設定し、試算します。	一人当たりの水道料金×給水人口
	その他の営業収入	給水装置の新設に伴う手数料や給水負担金等です。これらが継続することを前提に 令和5年度決算値を基準に人口減少率を考慮して試算 します。	令和5年度決算値
	長期前受金戻入	既存資産と新規取得資産から見込まれる工事負担金や補助金等に対する戻入金です。今後は工事負担金が増えるため、長期前受金戻入は減少が見込まれます。	既存資産分＋新規資産分

	その他営業外収入	預金利息や旧簡易水道事業の建設改良費の企業債利息に対する繰入金等です。これらが継続することを前提に令和5年度決算値に準じて試算します。	令和5年度決算値
資本的収入	企業債	これまで、将来世代への負担を軽減するために企業債残高の削減に取り組んできました。しかし、今後は料金収入の減少と更新等に必要は財源の確保が課題となりますので、必要に応じて企業債借入を行います。	投資財政計画上で資金が不足する額を試算
	他会計出資補助金	旧簡易水道事業の建設改良費の企業債元金償還金に対する繰入金です。これが継続することを前提に試算します。	現時点での繰入予定額で試算
	国・県補助金	新たな国及び県の制度などを常に情報収集し、最大限活用することに努めます。	必要に応じて試算計上
	工事負担金	道路改良工事等に伴う水道工事や消火栓設置の工事負担金であり、直近5年間の決算値で一定で試算します。	直近5年間の決算値で試算

(2) 給水収益（料金収入）の見通し

収益的収入の主な財源としての給水収益は、図7-4に示すように2026年度までは約14億5千万円程度ありますが、この収益では費用を賄えず、利益を確保できないことから、2027年度以降、段階的な料金改定を行ない、2034年度には18億5千万円（2023年度の127.9%）に増加する見込みとしています。



7.4 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画の見通し

投資・財政計画の作成に当たっては、「7.2 投資試算」及び「7.3 財源試算」で示した考え方を基本として、2025年度から2034年度までの10年間で試算します。その結果は表7-4に示すように、収支が均衡した事業経営を維持できる状況と言えます。

なお、2034年度以降についても、施設更新・耐震化等に伴う事業費の増加及び給水収益の減少傾向は続くと予想されますので、将来にわたって安定した事業経営を継続していくために、2027年度以降、段階的な料金改定による財源確保を計画に含めて作成しています。



【横山配水池：SUS製半地下式】

表 7-4 投資・財政計画

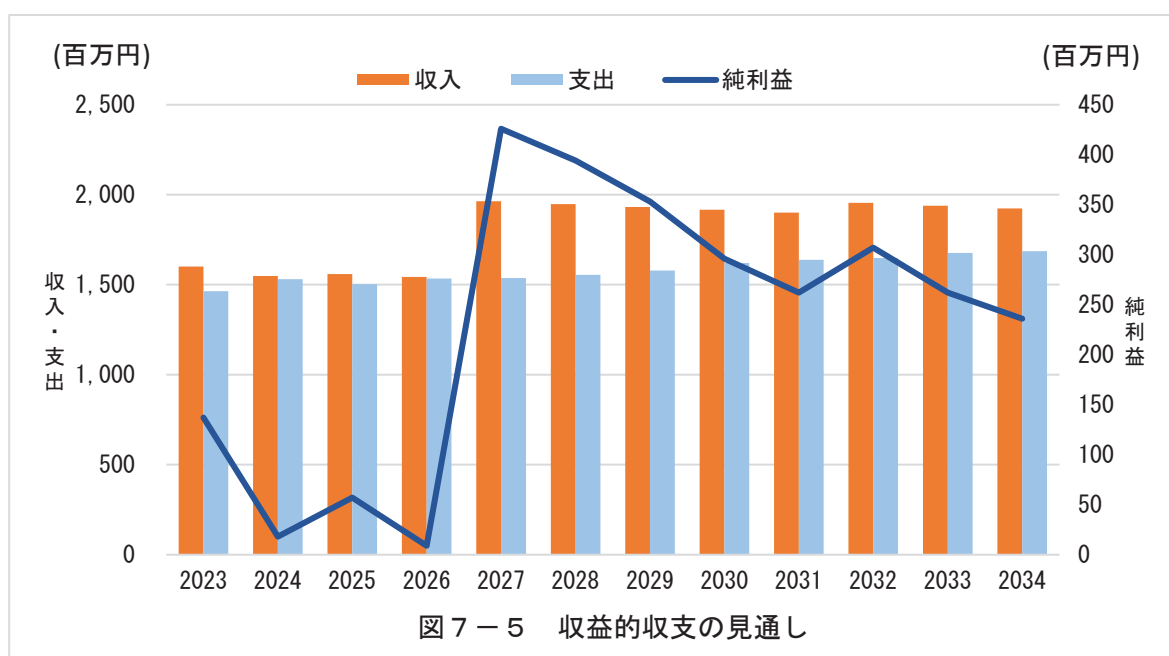
●収益の収支		決算 予算 計画期間 単位：千円											
区分	項目	2023年度 R05	2024年度 R06	2025年度 R07	2026年度 R08	2027年度 R09	2028年度 R10	2029年度 R11	2030年度 R12	2031年度 R13	2032年度 R14	2033年度 R15	2034年度 R16
業務量	年間有収水量（千m）	10,118	10,021	9,924	9,850	9,775	9,700	9,625	9,551	9,476	9,401	9,326	9,252
収益的 収入	給水収益（料金収入）	1,449,257	1,456,180	1,473,062	1,461,965	1,886,130	1,871,704	1,857,279	1,842,853	1,828,428	1,883,772	1,868,792	1,853,812
	その他営業収益	31,376	32,666	30,984	30,811	30,638	30,466	30,293	30,121	29,948	29,775	29,602	29,429
	小計（営業収益）	1,480,633	1,488,846	1,504,046	1,492,776	1,916,768	1,902,170	1,887,572	1,872,974	1,858,376	1,913,547	1,898,394	1,883,241
	長期前受金戻入	30,544	28,411	26,913	25,073	23,309	21,842	20,732	20,122	18,785	17,921	17,500	16,948
	その他営業外収益	89,814	30,642	28,535	25,164	23,404	23,256	23,105	22,952	22,797	22,639	22,478	22,315
	小計（営業外収益）	120,358	59,053	55,448	50,237	46,713	45,098	43,837	43,074	41,582	40,560	39,978	39,263
	特別利益	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計①	1,600,991	1,547,909	1,559,494	1,543,013	1,963,481	1,947,268	1,931,409	1,916,048	1,899,958	1,954,107	1,938,372	1,922,504
収益的 支出	職員給与費	277,636	271,865	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001	242,001
	動力費、薬品費	106,901	153,115	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670	127,670
	委託費	265,125	281,882	295,857	311,140	324,533	324,485	343,990	345,257	352,572	361,797	369,905	385,034
	修繕費	133,879	109,956	117,839	126,439	117,839	117,839	117,839	117,839	117,839	117,839	117,839	117,839
	減価償却費	542,812	537,520	555,833	566,039	567,095	580,801	593,552	631,456	637,241	650,912	672,484	669,929
	資産減耗費	16,971	25,464	29,940	29,940	29,940	35,147	29,940	34,605	41,767	29,940	30,607	29,940
	その他営業費用	61,484	102,495	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268	97,268
	小計（営業費用）	1,404,808	1,482,297	1,466,408	1,500,497	1,506,346	1,525,211	1,552,260	1,596,096	1,616,359	1,627,427	1,657,775	1,669,681
	支払利息	33,963	30,388	26,830	23,924	21,224	18,737	16,473	14,334	12,324	10,408	8,671	7,063
	その他営業外費用	8,089	16,854	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737	9,737
	小計（営業外費用）	42,052	47,242	36,567	33,661	30,961	28,474	26,210	24,071	22,061	20,145	18,408	16,800
	特別損失	17,355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計②	1,464,215	1,529,539	1,502,975	1,534,158	1,537,307	1,553,685	1,578,470	1,620,167	1,638,420	1,647,572	1,676,183	1,686,481
当年度純利益 ①－②		136,776	18,370	56,519	8,855	426,173	393,582	352,939	295,881	261,538	306,535	262,189	236,023
	供給単価（円/m）	143.2	145.3	148.4	148.4	193.0	193.0	193.0	192.9	193.0	200.4	200.4	200.4
	給水原価（円/m）	140.0	149.8	148.7	153.2	154.9	157.9	161.8	167.5	170.9	173.3	177.9	180.5
料金水準の設定			143.2	145.3	148.4	148.4	193.0	193.0	193.0	192.9	193.0	200.4	200.4
経常収支比率（％）＝ （営業収益＋営業外収益）／（営業費用＋営業外費用）		110.7	101.2	103.8	100.6	127.7	125.3	122.4	118.3	116.0	118.6	115.6	114.0
料金回収率（％）＝供給単価／給水原価		102.3	97.0	99.8	96.9	124.6	122.2	119.3	115.2	112.9	115.6	112.6	111.0
●資本的収支													
区分	項目	2023年度 R05	2024年度 R06	2025年度 R07	2026年度 R08	2027年度 R09	2028年度 R10	2029年度 R11	2030年度 R12	2031年度 R13	2032年度 R14	2033年度 R15	2034年度 R16
資本的 収入	企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	他会計出資補助金	11,290	9,529	10,090	10,234	10,380	10,528	10,678	10,831	10,987	11,145	11,305	11,468
	工事負担金	17,851	42,950	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582	25,582
	その他	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計①	29,141	52,489	35,672	35,816	35,962	36,110	36,260	36,413	36,569	36,727	36,887	37,050
資本的 支出	職員給与費	39,983	48,905	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983	39,983
	委託費	10,552	63,001	38,825	28,825	28,825	46,825	17,825	825	32,825	16,825	8,825	20,825
	工事請負費	554,056	867,055	750,000	780,000	936,000	770,000	850,000	900,000	660,000	840,000	850,000	720,000
	企業債償還金	169,451	165,115	151,365	143,816	136,824	124,522	118,380	111,023	107,288	97,878	90,331	76,632
	その他	22,262	20,137	17,094	19,901	31,603	68,271	46,876	31,860	22,364	23,774	25,068	22,768
	合計②	796,304	1,164,213	997,267	1,012,525	1,173,235	1,049,601	1,073,064	1,083,691	862,460	1,018,460	1,014,207	880,208
不足額 ①－②		-767,163	-1,111,724	-961,595	-976,709	-1,137,273	-1,013,491	-1,036,804	-1,047,278	-825,891	-981,733	-977,320	-843,158
●補てん財源及び企業債残高													
区分	項目	2023年度 R05	2024年度 R06	2025年度 R07	2026年度 R08	2027年度 R09	2028年度 R10	2029年度 R11	2030年度 R12	2031年度 R13	2032年度 R14	2033年度 R15	2034年度 R16
補てん 財源	損益勘定留保資金①	529,239	534,573	558,860	570,906	573,726	594,106	602,760	645,939	660,223	662,931	685,591	682,921
	当年度純利益②	136,776	18,370	56,519	8,855	426,173	393,582	352,939	295,881	261,538	306,535	262,189	236,023
	資本的収支不足額③	-767,163	-1,111,724	-961,595	-976,709	-1,137,273	-1,013,491	-1,036,804	-1,047,278	-825,891	-981,733	-977,320	-843,158
	差し引き①+②+③	-101,148	-558,781	-346,216	-396,948	-137,374	-25,803	-81,105	-105,458	95,871	-12,267	-29,540	75,786
	資金残高	3,003,331	2,444,550	2,098,334	1,701,386	1,564,012	1,538,209	1,457,104	1,351,646	1,447,517	1,435,250	1,405,710	1,481,496
企業債残高		1,685,926	1,520,811	1,369,446	1,225,630	1,088,806	964,284	845,904	734,881	627,593	529,715	439,384	362,752
給水収益に対する企業債残高率（％）		116.3	104.4	93.0	83.8	57.7	51.5	45.5	39.9	34.3	28.1	23.5	19.6
事業収益に対する資金残高率（％）		187.6	157.9	134.6	110.3	79.7	79.0	75.4	70.5	76.2	73.4	72.5	77.1

(2) 収益的収支の見通し

計画期間における収益的収支の見通しは、図 7-5 に示すとおりです。

収益的収入のうち、給水収益は、人口減少等に伴い計画当初から減少し、2027 年度には費用を下回る見込みでありましたが、料金改定を行なうことで収入が支出を上回り、純利益は前年度と比較し急激に上がりますが、収益的支出のうち、委託費や減価償却費等が、物価高騰や投資の集中することなどの要因で年々増加するため、純利益は徐々に減少していきます。

費用の増加を料金改定で補うことで、計画期間内は、収入が支出を上回り、2034 年度に 2 億 4 千万円程度の純利益が予測され、将来の施設更新・耐震化等に伴う事業費増に対応できる収支バランスのとれた状況となります。



(3) 資本的収支の見通し

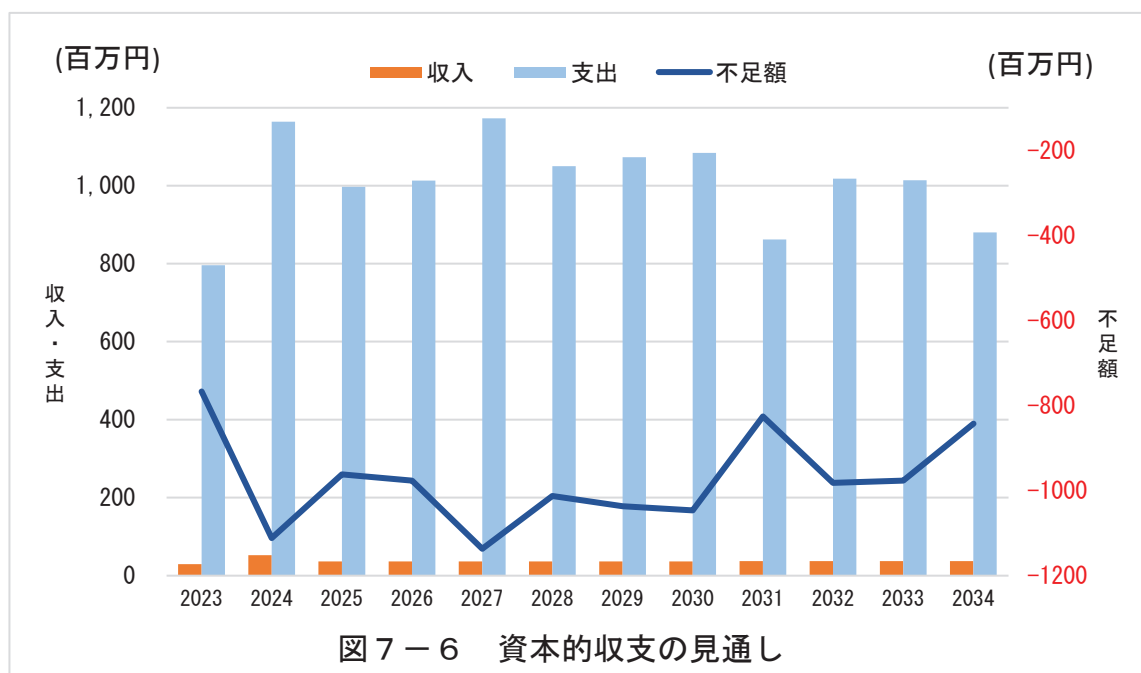
資本的収支は建設工事等の財源のみを計上し、不足額を収益的収支から発生する剰余金等の内部留保資金で補てんする仕組みとなっています。計画期間における資本的収支の見通しは、図 7-6 に示すとおりです。

資本的収入は、他会計出資補助金と工事負担金だけであり、増加は見込んでいないため、概ね一定の値で推移します。

自己資金を活用して事業を実施する方針としていることから、企業債による収入は想定しておりません。

資本的支出のうち工事請負費は、施設整備事業が集中するため、年間 8 億円程度を見込んでいます。

支出に対し不足する収入は、最も多い時で 11 億円程度が見込まれますが、内部留保資金等で補てんします。

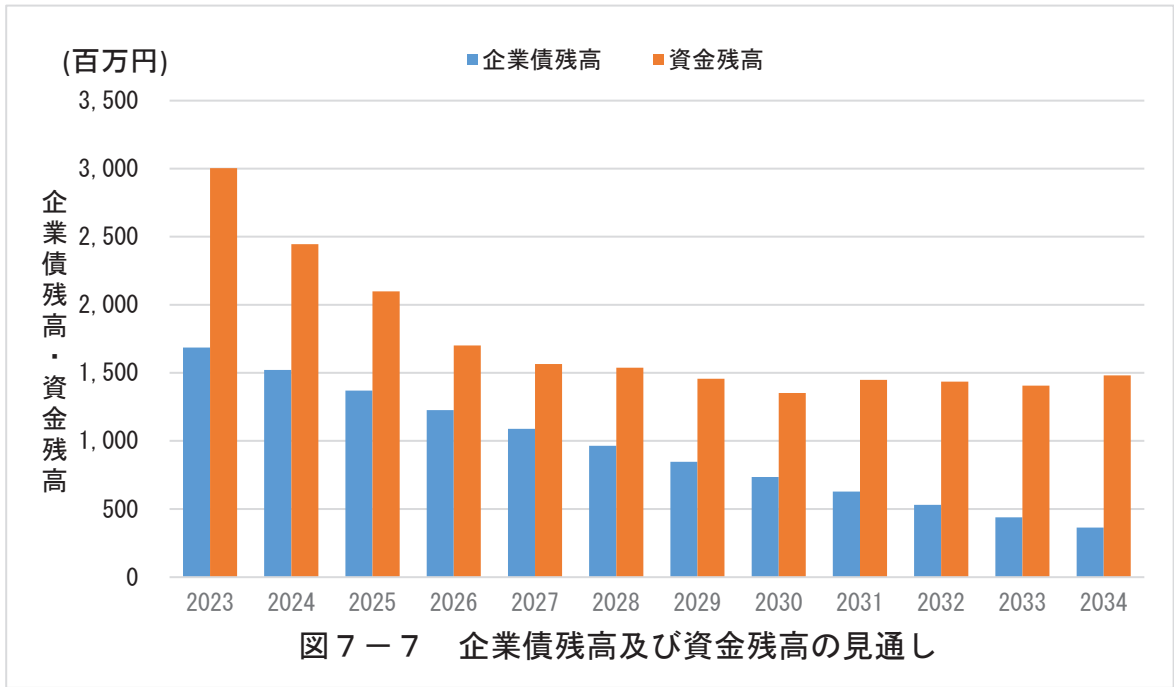


(4) 企業債残高及び資金残高の見通し

計画期間における企業債残高及び資金残高の見通しは、図 7-7 に示すとおりです。

新規の企業債借入はありませんので、企業債残高は減少します。

資金残高は、施設整備事業が集中し、多額の投資を必要とすることから減少しますが、最終年度の 2034 年度の資金残高は約 15 億円（事業収益の約 77%）を確保できますので、非常時でも事業継続できる状況にあります。



鹿屋市水道事業ビジョン（経営戦略）の改定経過

1 改定の経過

年	月 日	内 容
令和 6 年 (2024 年)	5 月	●第 1 回鹿屋市水道ビジョン策定委員会の開催 ・策定方針について ・策定スケジュールについて ●第 1 回鹿屋市水道事業審議会の開催 ・委嘱状の交付 ・鹿屋市水道事業審議会の設置について ・鹿屋市水道事業審議会の設置について ・鹿屋市水道事業ビジョンの諮問 ・水道事業ビジョン（経営戦略）の改定について
	6 月	●市政モニターアンケートの実施
	7 月	●市政モニターアンケート結果の公表
	10 月	●第 2 回鹿屋市水道ビジョン策定委員会の開催 ・素案報告について（第 1 章～第 5 章） ●第 2 回鹿屋市水道事業審議会の開催 ・鹿屋市水道事業ビジョンの素案について
	11 月	●第 3 回鹿屋市水道ビジョン策定委員会の開催 ・素案報告について（第 6 章～第 8 章、参考資料） ●第 3 回鹿屋市水道事業審議会の開催 ・鹿屋市水道事業ビジョンの素案について ●鹿屋市議会への報告
	12 月	●意見公募手続（パブリックコメント）の実施
令和 7 年 (2025 年)	1 月	●意見公募手続（パブリックコメント）の終了 ●鹿屋市水道事業ビジョンの素案修正
	2 月	●第 4 回鹿屋市水道事業審議会の開催 ・意見公募手続（パブリックコメント）結果について ・鹿屋市水道事業ビジョンの最終（案）について ・鹿屋市水道事業ビジョンの答申（案）について ・鹿屋市水道事業ビジョンの答申
	3 月	●鹿屋市ホームページへの公表